

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（079-281-3505）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 29 日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 平 山 永 義

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 0 月 1 5 日から 令和 8 年 1 0 月 2 2 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 0 月 2 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 1 月 1 8 日 午後 1 時 0 0 分 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 2 9 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5,600,000 4,480,000	一括	1,120,000	31,274	9,185
1	2,490,000				
2	3,110,000				
					</



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|----------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 加古川市野口町長砂字東池ノ向 | |
| | 地 番 | 97番86 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 119.49平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 加古川市野口町長砂字東池ノ向97番地86 | |
| | 家屋 番号 | 97番86 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造石綿セメント板葺2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 59.62平方メートル |
| | | 2階 | 43.06平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 7月 2日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 平 山 永 義

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



11

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|---------------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | 加古川市野口町長砂字東池ノ向 | |
| | 地 番 | 9 7 番 8 6 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 1 1 9 . 4 9 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 加古川市野口町長砂字東池ノ向 9 7 番地 8 6 | |
| | 家屋 番号 | 9 7 番 8 6 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造石綿セメント板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 5 9 . 6 2 平方メートル |
| | | 2 階 | 4 3 . 0 6 平方メートル |



令和8年(ケ)第 13号
令和8年 3月16日受理
令和8年 4月 9日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部

執行官 吉田 誠之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|----------------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 加古川市野口町長砂字東池ノ向 | | |
| | 地 番 | 97番86 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 119.49平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 加古川市野口町長砂字東池ノ向97番地86 | | |
| | 家屋 番号 | 97番86 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造石綿セメント板葺2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 59.62平方メートル | |
| | | 2階 | 43.06平方メートル | |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(加古川市野口町長砂97番地の86)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(破産管財人) ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積: 階 約㎡ 階 約㎡	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積: {	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者(破産管財人) ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 [平成 年 月 日 支部 平成 年()第 号	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 本件不動産の状況等

1 表札等の表示

本件建物の玄関に元所有者の氏名が表示された表札がある。

2 物件1の土地（本件土地）の状況等

(1) 本件土地の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおり、本件建物の敷地として利用されている。

(2) 土地の周辺には一部境界標識と思われるコンクリート杭が認められ、公図、建物図面、土地の状況に基づき一部を概測したところによれば、土地の形状はおよそ公図、建物図面のとおりであり、地積についてはおよそ公簿のとおりであるものと推測される。

なお、破産者Aによれば、東側隣接地（地番97番98）のレンガ片敷きが一部本件土地に越境しているとのことである。

3 物件2の建物（本件建物）の状況等

(1) 本件建物の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおりである。

(2) 占有状況は、破産管財人、臨場時に立ち会ったAの陳述及び立入調査をした結果、2枚目記載のとおりであり、その他に第三者による占有を示すものは認められなかった。

(3) 建物の状態は、1階玄関付近や東側ベランダ下の軒天に腐食による破損が認められ、特にベランダ下の軒天はベランダのコンクリート床板から剥離し、折れ曲がっている。室内では2階北側の洋室に雨漏り箇所があるほか、1階和室や2階和室の畳に沈み込みが認められた。建物は昭和50年の建築であり、保守管理状態が悪く、老朽化が認められた。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等(要旨)
■ 債務者会社・所有者 破産管財人弁護士事務所担当者	1 本件建物は現在空き家で、Aさんの破産管財人が管財業務の一環として管理し、占有しています。 2 債務者会社の本店所在地が本件不動産の住所となっていますが、住所を置いているだけです。
■ A (破産者)	1 本件建物には私の母が住んでいましたが、現在は家財道具を残したままの空き家で、居住者はいません。残っている家財道具はすべて不要品です。 債務者会社の住所がこちらになっていますが、登記上、住所を置いているだけで、会社のものは何もありません。 2 土地について、東側隣接地は私の自宅ですし、近隣土地所有者と境界等で揉めるなど土地に関するトラブルはありません。 本件建物の玄関ポーチの角が隅切りとなっているところが、東側隣接地との境界です。昔、この隅切りとなっているところに東側隣接地との境界のブロック塀がありました。なお、東側隣接地のレンガ片敷きの一部が本件土地に越境しています。 3 本件建物の状態は、軒天に腐食があり、玄関の軒天の板が剥がれ落ちていますし、東側のベランダの床から軒自体が剥がれて曲がっています。室内では、2階北側の洋室に雨漏り箇所があります。 ライフラインは特に問題ありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月19日(木) 9:56-10:10	神戸地方法務局 加古川支局	公図等閲覧、登記事項証明書交付申請
8年3月19日(木) 11:37-11:51	物件所在地	物件確認・物件調査、写真撮影、占有者不在連絡文書 投函
8年3月23日(月) 9:14-9:21	電話照会	債務者会社・所有者破産管財人弁護士事務所担当者か ら占有状況等聴取
8年4月2日(木) 11:20-12:03	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、Aに面談、評価人と 同行
8年月日() :-:		
8年月日() :-:		
8年月日() :-:		

(特記事項)

☐ 令和 8年 月 日
本日まで居住者からの連絡はなく、目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 8年 月 日
目的物件は施錠されていたので、立会人 ・ を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 8年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

46-12 97-33
46-3

(座標値種別：図上測定)

+47458.306



(座標値種別：図上測定)

地番
区域見出

野口町長砂

請求 部分	所在	加古川市野口町長砂字東池ノ向				地番	97番86			
出力 縮尺	1/500	精度 区分	甲三	座標系 番号又は 記号	V	分類	地図(法第14条第1項)国調法1 9-5指定			
作成 年月日					備付 年月日 (原図)	昭和55年1月21日				補記 事項

本図面はA³版をA⁴版
に縮小したものである

これは図面の写しである

神戸地方方法務局 加古川支所

總寫眞により作成

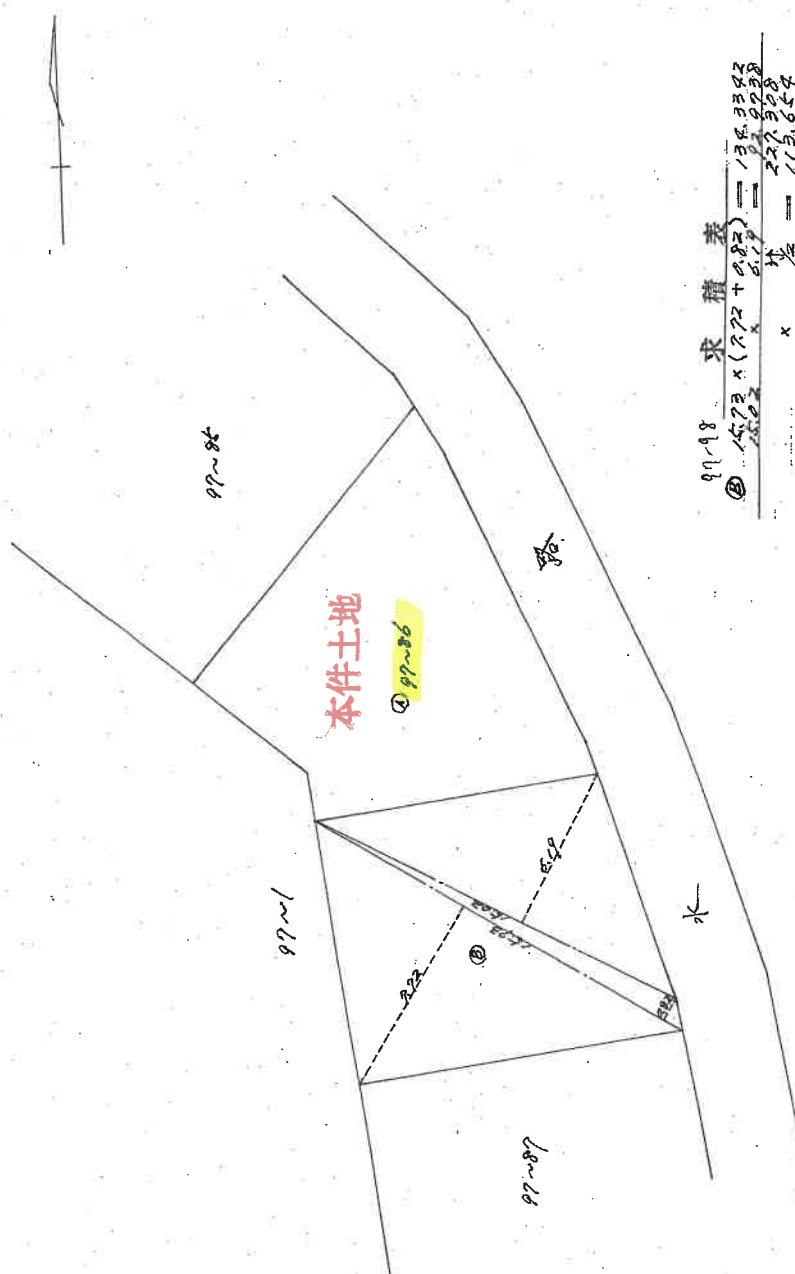


番地

加州市墾口即長砂子東邊，向

作製年月日

作者製



本図面は A³ 版を A⁴ 版
に縮小したものである

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

461437

縮	尺	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{1}$
---	---	-----------------	---------------

(日調連10)

(7枚目)

50.325

97 ~ 86

加古川市野口町長小寺東洋の何の答へ

昭和五十五年三月四日

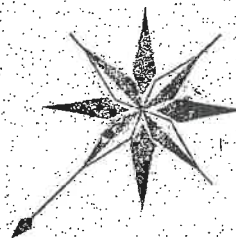
仁數者

$$\begin{aligned} 364 \times 1001 &= 364364 \\ 637 \times 364 &= 231868 \\ 596237 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$819 \times 364 = 298116$
 $364 \times 364 = 132496$
 430612 m2

物建什本

本件主題



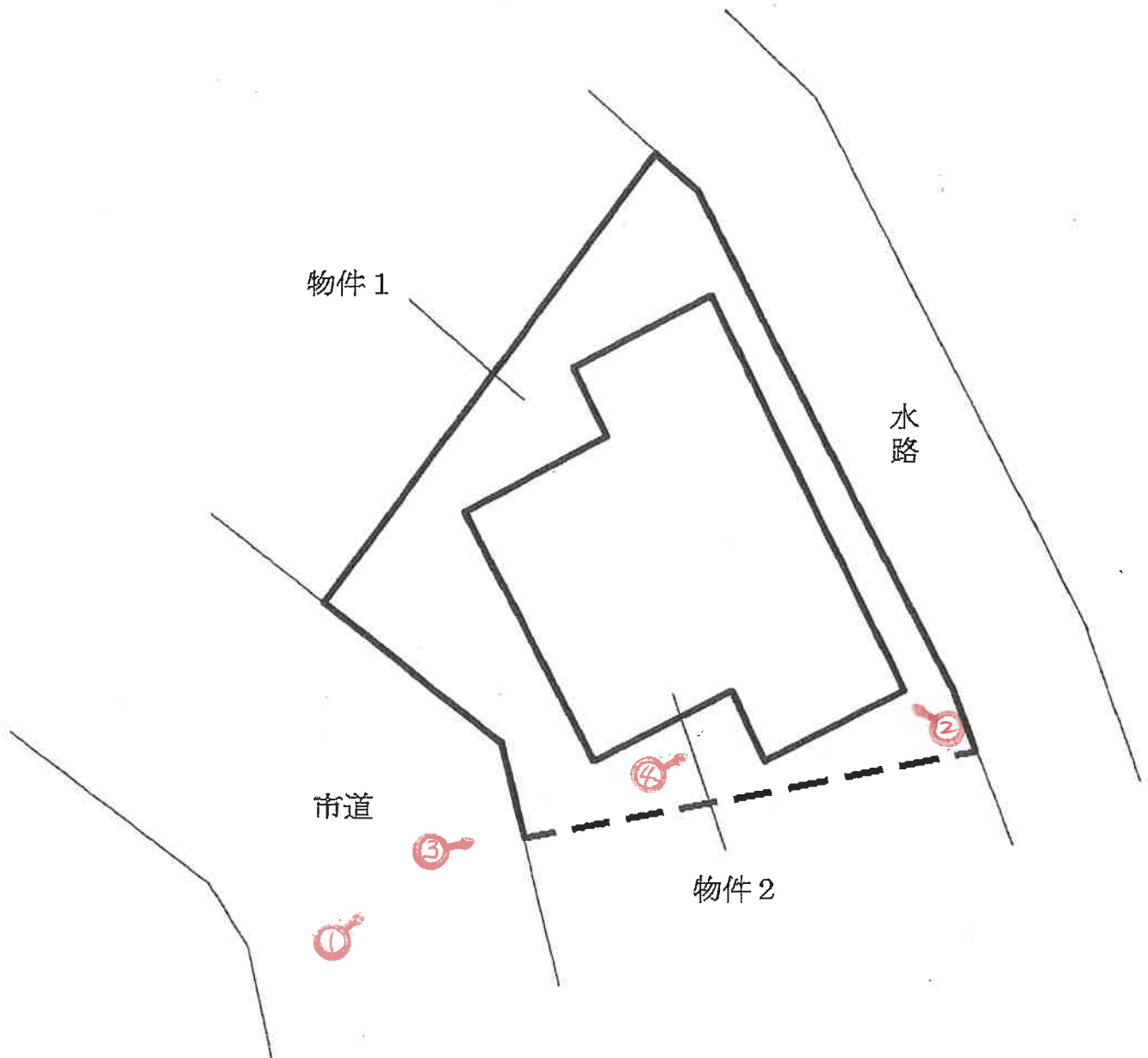
(日調連15)

(日本土地家屋調査士会連合会(紙)) 854166

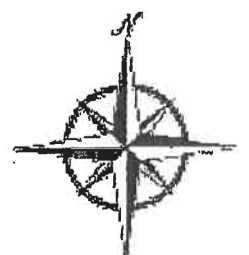
縮尺 $1/200$ $1/500$

本図面は A³ 版を A⁴ 版
に縮小したものである

土地建物位置関係概略図

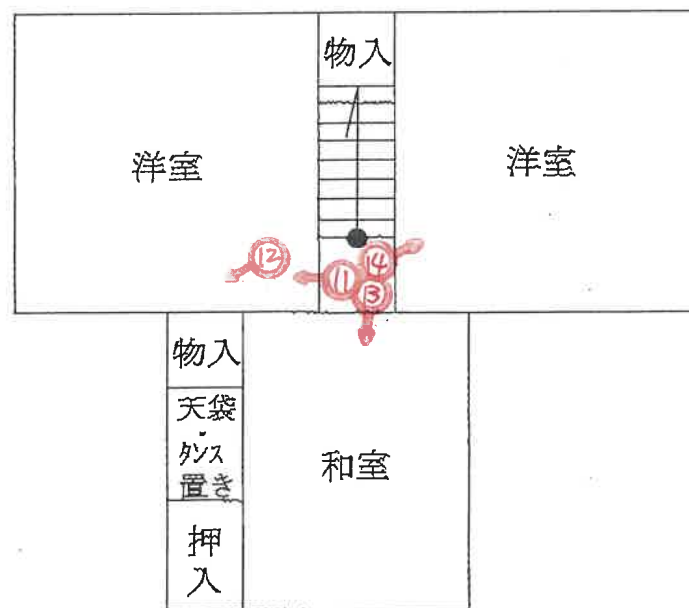
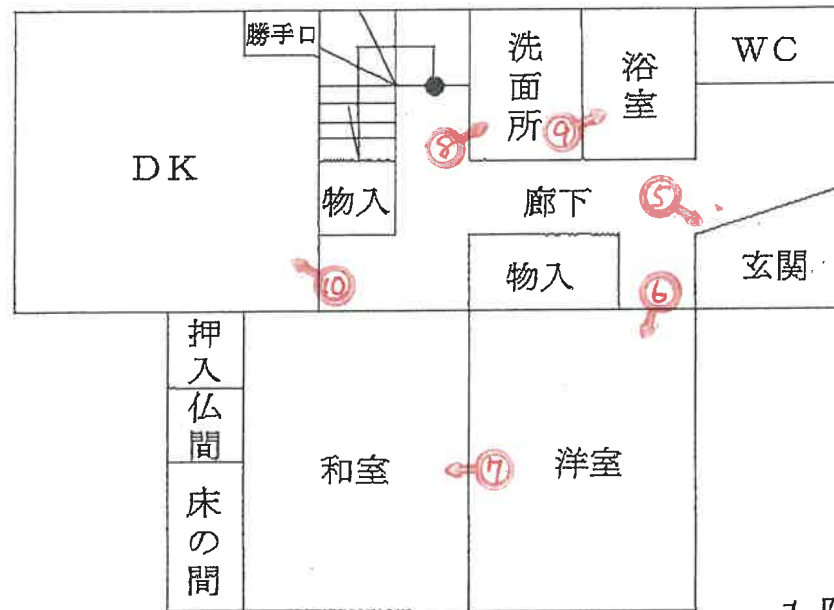


当図面は、土地と建物とのおおよその位置関係を記載した概略参考図であり、土地の境界を確定的に示すものではない。



(←○は写真撮影位置および方向)

(9 枚目)



(←○は写真撮影位置および方向)

(10枚目)



写真 ①

本件建物

本件土地



写真 ②

東側ベランダのコンクリート床板
と軒天が剥離し、軒天が折れ
曲がった部分

写真 ③



玄関前ポーチの角の隅切り

レンガ片敷きの越境部分

破産者が指示した本件土地と
地番97番98の土地との境界線

軒天が腐食し破損した部分

写真 ④



写真 ⑤



写真 ⑥



写真 ⑦

写真 ⑧



写真 ⑨



写真 ⑩

写真 ⑪



雨漏り箇所

写真 ⑫



写真 ⑬



写真 ⑭

令和 8 年 (ケ) 第 13 号
令和 8 年 4 月 2 日 現 地 調 査
令和 8 年 4 月 28 日 評 価

神戸地方裁判所
姫路支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

岡本朋美

第1 評価額

一 括 価 格	
金5,600,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金2,490,000円
物件2(建物)	金3,110,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R線 東加古川駅の西北西方 約2.5 k m（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付 近 の 状 況	一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60 % 200 % 防火指定なし（法22条指定有） 第2－1種高度地区 宅地造成等工事規制区域 立地適正化計画：居住誘導区域A内
画 地 条 件	登記数量 119.49 m ² の やや不整形な台形地	
接面道路の状況	南西側 約6.7m市道	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1は物件2建物の敷地	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり（宅内には引込なし） 下 水 道 あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項	・南東側にて隣接する目的外の地番97番98番土地との間にはフェンス等の仕切りはなく、本件土地との境界は判然としない状況にある。なお、関係人の陳述によると、同目的外土地のレンガ片敷の一部が物件1土地に越境しているとのことである。 ・本件土地の北東側背後は水路が存する。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和50年3月20日 新築 経過年数 51 年程度 経済的残存耐用年数 なし
仕 様	構 造 : 軽量鉄骨造 屋 根 : 石綿セメント板葺 外 壁 : 吹付等 内 壁 : クロス壁・板貼り・ぬり壁等 天 井 : ボード・板張等 床 : タタミ・フローリング・カーペット等 設 備 : - そ の 他 : -
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途： 居宅 間取り： 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・1階玄関付近やベランダ下の軒天に腐食によると思われる破損が認められた。特にベランダ下の軒天は、ベランダのコンクリート床板から剥離し折れ曲がっている。また、玄関横の軒天のボードが一部剥がれ落ちている。 ・関係人の陳述によると、本件建物は雹による被害を受けているとのことで、雹によるものか老朽化によるものかは不明であるが、ベランダの屋根に穴が開いている箇所が見られた。 ・外壁の一部にひび割れが生じている箇所が見られた。 ・2階北側の洋室に雨漏り箇所が見られ、天井板が破損していた。また、1階和室や2階和室の畳に沈み込みが認められた。 ・本件建物は建築確認は受けているが、検査済証を受けた記録は見当たらなかった。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	71,300	0.93	119.49	0.90	7,130,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示（加古川-11）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $72,500 \times 100.3 / 100 \times 100 / 102 \times 100 / 100 = 71,300$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：方位等（1.02）

◇地域格差：街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 100 = 100 / 100$

イ 個別格差：方位、形状等（0.93）

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	170,000	102.68	0.05	870,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率（5％）程度と判定される。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	7,130,000	0.50	法定地上権	3,570,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	7,130,000	-3,570,000		1.00	0.70	2,490,000
2	870,000	+3,570,000	1.00	1.00	0.70	3,110,000
一 括 価 格 (合 計)						5,600,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 必要なし

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等 (加古川-11)

所 在 : 加古川市野口町長砂字東池ノ向97番20

価 格 : 72,500円/㎡

位 置 : JR線「東加古川」駅より道路距離2.5km

価 格 時 点 : 令和8年1月1日

地 積 : 114㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 南東側幅員6.3m市道に接面

用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域(建ぺい率60%, 容積率200%)

地 域 の 概 要 : 小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 4,967,199円

物件2 : 1,406,066円

第7 附属資料

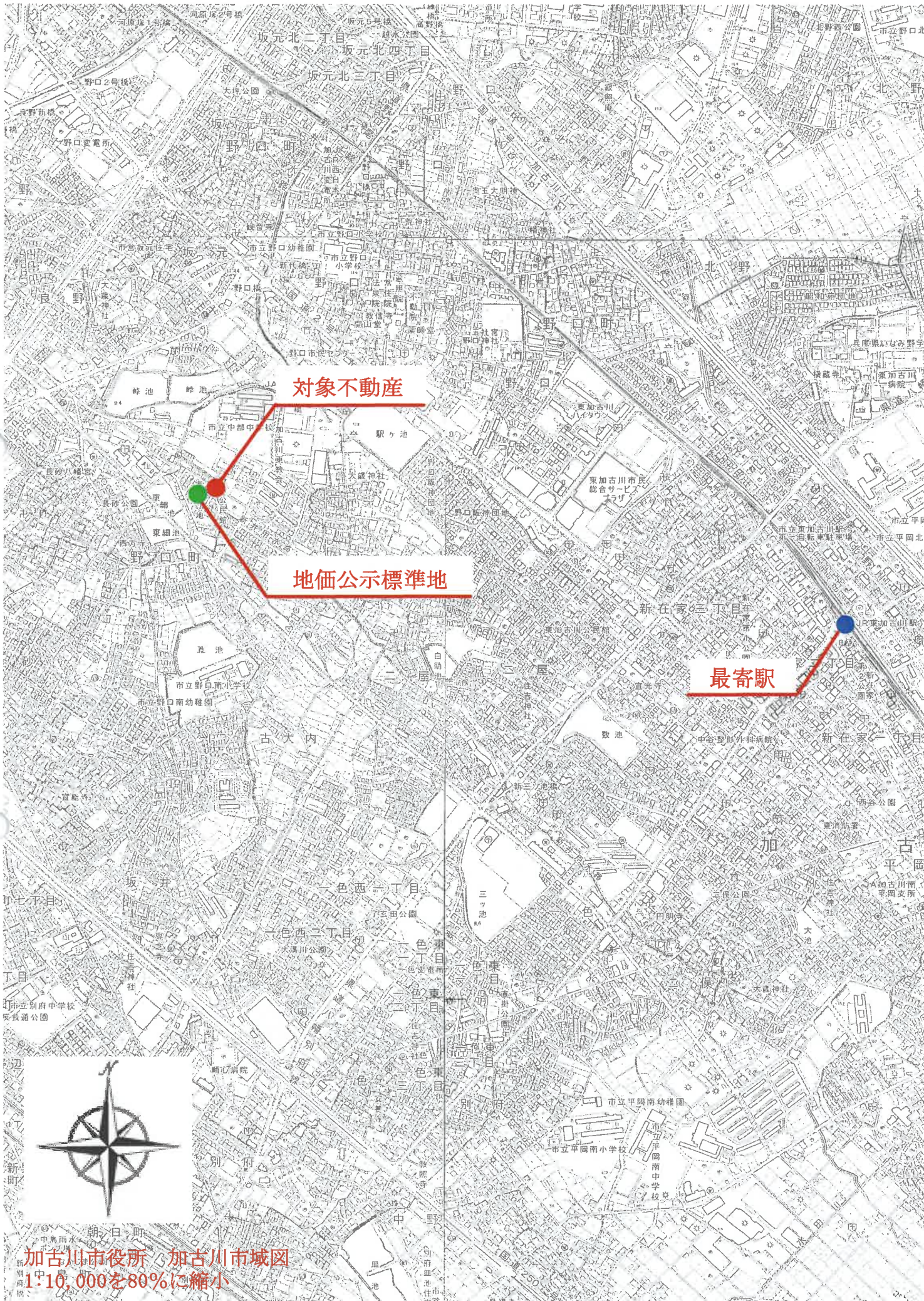
- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写(残地図面)
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係概略図
- 6 建物間取図
- 7 現況写真

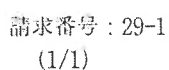
以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|----------------|
| 1 | 所 在 | 加古川市野口町長砂字東池ノ向 |
| | 地 番 | 97番86 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 119.49平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 2 | 所 在 | 加古川市野口町長砂字東池ノ向97番地86 |
| | 家屋 番号 | 97番86 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造石綿セメント板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 59.62平方メートル
2階 43.06平方メートル |

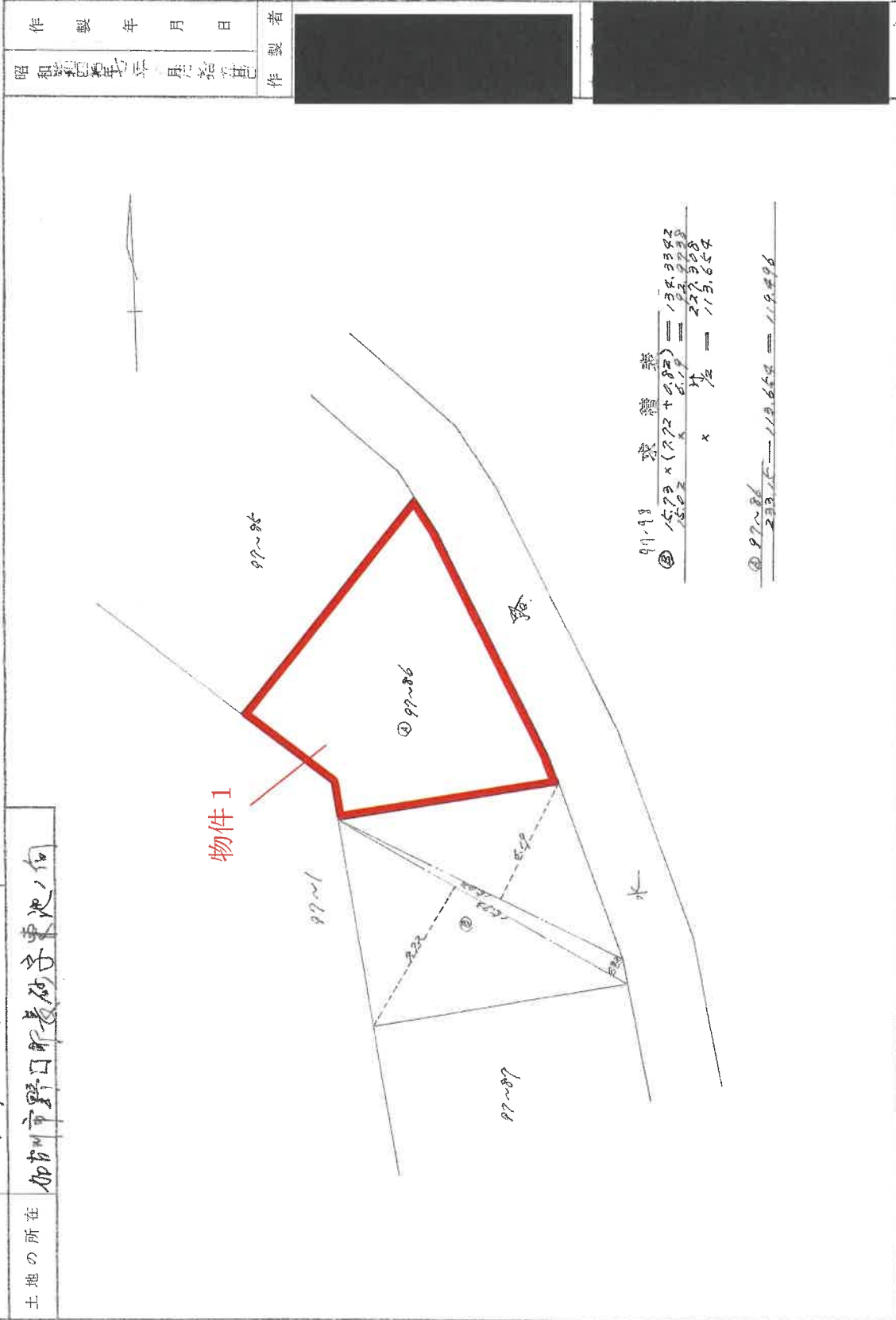
位置図





主 地 積 測 在 図 図

地 番	97~98
土地の所在	加古川市野口町長砂子東池ノ内



縮 尺	1/200	1/
-----	-------	----

(日本土地家屋調査士会連合会 用紙)

481437

70%に縮小

国土調査法第18条第1項第2号

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年4月6日 神戸地方方法務局加古川支局

登記官

請求番号：29-2

70%に縮小

家屋番号	縮尺	1/200	1/500
建物の所在	(日本土地家屋調査士会連合会用紙) 854166		
加古川市野口町長砂字東側の向97番地86			
97~86			
建物階平面図	50.3.25		
昭和五拾年参月貳四日 昭五拾年参月貳四日 製作年月日 製作年月日 申請人 申請人			
一階 床面積 $3.64 \times 10.01 = 36.4364$ $6.37 \times 3.64 = 23.1868$ $59.6232 m^2$ 二階 床面積 $8.19 \times 3.64 = 29.8116$ $3.64 \times 3.64 = 13.2496$ $43.0612 m^2$ 水路 道路 物件2			

土地建物位置関係概略図

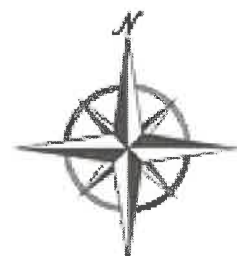
物件 1

水路

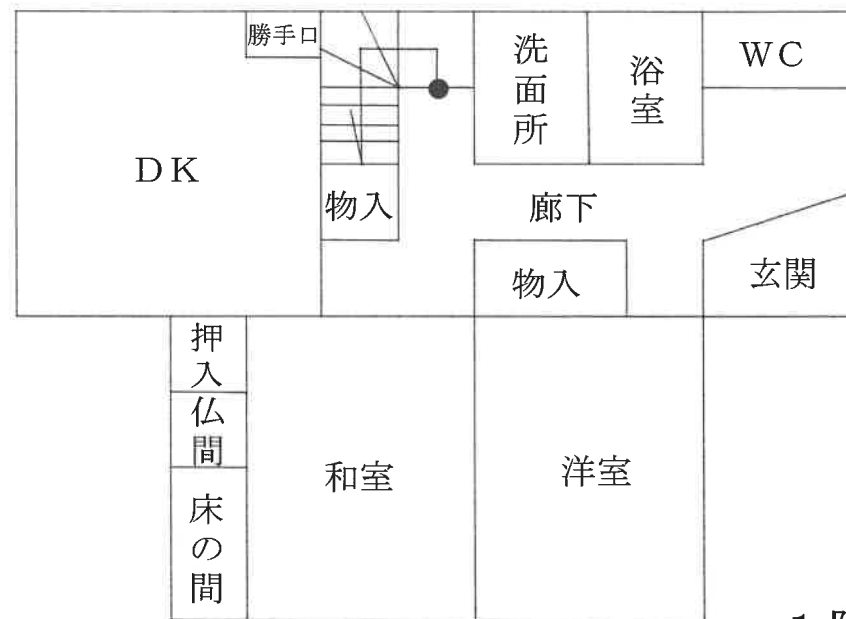
市道

物件 2

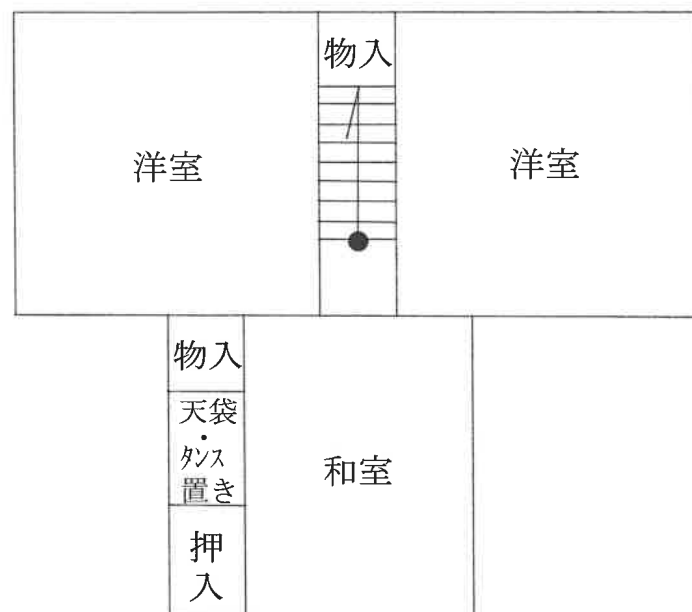
当図面は、土地と建物とのおおよその位置関係を記載した概略参考図であり、土地の境界を確定的に示すものではない。



間 取 図



1 階



2 階

現況写真



現況写真

